

第15回庄内南部地区合併協議会 会 議 録

期 日：平成16年2月27日（金）

場 所：温 海 町 ふ れ あ い セ ン タ ー

第 15 回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 2 月 27 日 (金) 午前 10 時 35 分 ~

場 所 温海町ふれあいセンター 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 合併後の新議会の議員定数及び任期について

(2) 新市まちづくりのビジョンについて

(3) 専門小委員会の協議状況について

(4) その他

4 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	藤 島 町	町長	阿部 昇司
副会長	羽黒町長	中村 博信	委 員		議長	齋藤 久
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員		議員	押井 喜一
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	富樫 達喜
委 員	鶴 岡 市	議員	委 員	羽 黒 町	識見を有する者	伊藤 忠
委 員		議員	委 員		議長	山口 猛
委 員		助役	芳賀 肇	委 員	議員	富樫 栄一
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員	識見を有する者	呼野 祝二
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員	識見を有する者	高橋 澤
委 員		識見を有する者	菅原 一浩			

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名
委 員	櫛引町	町長	難波 玉記	委 員	朝日村	村長	佐藤 征勝
委 員		議長	菅原 元	委 員		議長	進藤 篤
委 員		議員	遠藤 純夫	委 員		議員	井上 時夫
委 員		識見を有する者	長南 源一	委 員		識見を有する者	田村 作美
委 員		識見を有する者	前田 藤吉	委 員		識見を有する者	渡部 長和
委 員	三川町	町長	阿部 誠	委 員	温海町	町長	佐藤 正明
委 員		議長	大滝助太郎	委 員		議長	富樫 栄一
委 員		議員	須藤 栄弘	委 員		識見を有する者	齋藤 金一
委 員		識見を有する者	鈴木多右エ門	委 員		識見を有する者	佐藤喜久子
				監査委員	羽黒町監査委員		清野 均

会長・委員 37名 監査委員 1名

欠席委員 鈴木 正士委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 総務課長	石塚 治人	三川町企画課長	三浦 久次
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
羽黒町企画商工課長	金野 和夫		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	土田 宏一		

1 開 会（午前10時35分）

○芳賀 筆事務局長 本日は、足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、ただ今から第15回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 初めに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○富塚陽一会長 きょうは、委員の皆様には大変ご多忙のところ、また荒れ模様のところおいでいただきまして、誠にありがとうございました。特にこのところ協議会を頻繁に開催させていただいておりまして、大変ご迷惑をおかけしておりますが、なおしばらくの間よろしくお願いを申し上げたいと思います。特にまたきょうは会場にさせていただきました温海の町長さん初めご当局、関係の方々に大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。

きょうの議題は、合併後の新議会の議員定数及び任期、それと新市まちづくりのビジョン、専門小委員会の協議状況、この三つについてご意見をいただきたいと思えます。なおまた、その他ちょっと最後に触れさせていただきたいと思えますが、第一小委員会のほうから議題として新市の名称を明記すべきであるというお話を承りまして、協議会の運営小委員会にお諮りをしてご了承いただきましたので、きょうのところはその他ということになっていますが、後ほどはっきり私のほうから協議議題として新市の名称についてということをご提案させていただきたいと思えますので、ですからちゃんとした協議項目はこの三つのほかに一つ、四つということになりますので、ご了承をお願いいたします。

議員定数につきましては、議会議員定数等検討小委員会でご意見を集約されたということのご回答を頂戴いたしております。大変お忙しい中を厳しい難しい協議議題であったと存じますが、議員の皆様には合併の大義を踏まえたご協議、ご決定をいただいたものと大変敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。そんなところで、議員定数のほうはきょう小委員長さんからお話を承るということになりますので、お聞き取りいただいてご討議、ご了承いただければありがたいと存じます。

新市のまちづくりビジョンにつきましては、去年の12月に原案が提出されてから合併協議会と専門小委員会でもかなり回数を重ねてご討議いただいております。建設計画に盛り込まれるものとしていろいろな案につきましては、訂正をしてきょうまたお出しをしておりますが、今後の取扱いを含めて内容等についてご協議を賜りたいと存じます。

それから、専門小委員会の協議状況は、これもそれぞれご熱心に三つの小委員会でご検討いただいておりますが、その進捗の状況についてご報告をさせていただき、なおまたいろんなご注意をいただきながらご協議を賜ればというふう存じます。

それから、新市の名称についていろいろまたご所見を承りたいと存じます。

その他、何なりとご協議いただいて、きょうの協議会が中身のある協議会になるように皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思えます。

どうぞきょうはよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 合併後の新議会の議員定数及び任期について

○芳賀 肇事務局長 それでは、進行のほう、会長よりよろしくお願ひいたします。

○宮塚陽一会長 それでは、早速協議に入らせていただきます。

最初に、合併後の新議会の議員定数及び任期についてであります。このたび委員長から合併協議会会長あてに意見の集約の結果についての回答文書をいただいておりますので、榎本副会長さん、ご苦労ですが、よろしくご報告をお願いいたします。

○榎本政規議会議員定数等検討小委員会委員長 議会議員定数等検討小委員会の委員長をしております鶴岡市議会の榎本です。庄内南部地区合併協議会が平成14年10月10日に発足以来、私どもの議員定数及び任期についての検討を昨年15年3月27日、約1年前になります。検討小委員会を設置し、鋭意検討を重ねてまいったところであり。この間、平成15年8月21日には合併協議会の会長であります富塚会長のほうから、議員の定数と任期についてしかるべき回答をいただきたいという照会がありまして、鋭意検討を重ね、去る2月17日、第11回の検討小委員会において構成市町村であります1市5町1村の7市町村議会の議長さん、あるいは副議長さん、そして特別委員長さんからご協力、そして各議会の議員の皆さんからご協力を得まして回答を得ることができました関係上、庄内南部合併協議会の皆さんにご報告をいたし、了承していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

当議会議員定数等検討小委員会では、平成15年3月27日の小委員会設置以来、標記のことにつきまして鋭意協議を重ねてまいったところであり。この間、平成15年8月21日に貴職から当委員会としての見解についてご照会をいただいておりますが、去る2月17日に開催しました第11回小委員会におきまして全会一致で下記のとおり意見がまとまりましたので、ご報告いたします。

一つ、合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数、合併後の激変の緩和のため及び各市町村の区域において選出される議会議員が1人となること、もしくは選出されないことを避けるため、合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数は次のとおりとする。

一つ、議会議員の定数は定数特例を適用し、41人とする。

二つ、各市町村の区域をもって選挙区を設けることとし、各選挙区における議員の定数は、鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町3人、櫛引町3人、三川町3人、朝日村2人、温海町3人とする。

新市の議会議員の定数、これは法定数です。法律上法定数を定めておかなければなりませんので、地方自治法第91条第7項に規定する新市の議会議員の定数は、34人とする。この34人については、合併後の最初の選挙から4年たった選挙から適用になります。

以上であります。ここに至るまでの経過を文書でなくて口頭で少しお話をさせていただきました。法定定数は先ほど申し上げたとおり15万5,000では34人あります。今現在1市5町1村の議員の数は127人ありまして、34人から127人の中で新市の議会議員をどう決めるかというのは、大変各市町村議会とも苦労を重ねてまいりました。34人のオープン選挙、選挙区を一つにして新しい市民が新しい議

員を選ぶという、その垣根を取ったオープン選挙を主張するところから127人の在任特例まで各市町村議会の意見が分かれておりました。しかし、昨今の経済情勢、財政状況を考えるのであれば、127人の在任特例は住民から理解を得られないんじゃないかということで、11回に及ぶ検討を重ねてまいりました。その間、34人のオープンから34人の人口比における選挙区、そして先ほど言ったとおり1人区をなくすることから39人、あるいは鶴岡市の選挙区における議員の割振りであります22人を動かさないで町村に1をプラスする40、あるいは1万以上の人口のところを4人、1万以下を3人にして、鶴岡は22人から動かさない、これを足しますと42人で選挙区設置、あるいは各市町村に2名を平等均等配付した後に人口比で加算していく48人、そして定数特例目いっぱいの68人といういろんな意見がございました。その中には、今回の41人もオープン選挙、1選挙区でやったらどうか、構成市町村の住民が市町村を超えて議員を選ぶことができるオープン選挙にすべきである、あるいは1自治体1選挙区が本来の趣旨じゃないかといういろんな意見がございました。

しかし、どの意見についても最終的な合意が得られないというような状況において、去る2月5日、第10回の際に委員長であります私から委員長提案として構成市町村均等平等割を1としてそれに34人を人口比で割った数字を加算していく、トータルしますと41人で何とか各市町村議会議をまとめていただけませんかということをお願いしておりましたが、各市町村議会議の議長さん、副議長さん、そして特別委員長さんの特段のお計らいと各議会議における議員さんのご理解を得まして、今般先ほどご報告しましたとおり全会一致で41人を先ほど申し上げました数字で選挙区設置をして合併後の第1回の選挙を行うことで合意をいたしましたものです。

庄内南部地区合併協議会の委員の皆様からも、特段のご理解を得てご承認をいただけますようご報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

ただ今の小委員長さんのご報告、何かご質問ございましたらどうぞ。

大変小委員会構成の議員の先生方、ご苦勞をおかけいたしました。それでは、何もご意見もないようでございますので、小委員長さんのご報告のとおり協議会としては了承することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。そのように了承させていただきました。どうもご苦勞様でした。

(2) 新市まちづくりのビジョンについて

○**富塚陽一会長** それでは、その次の議事に入らせていただきますが、新市まちづくりのビジョンにつきまして、これもご熱心なご意見を承っておりますけども、事務局現時点での説明をしてください。

○**佐藤智志事務局次長** それでは、お手元に庄内南部地区新市まちづくりのビジョン、素案修正版をお配りさせていただいておりますので、そちらのほうをご覧いただき

いと思います。

本日配付いたしております修正箇所につきまして、若干のご説明をさせていただきたいと思っております。このビジョンにつきましては、昨年12月、それからことしの2月に新市の基本理念でありますとか主要施策をお示しさせていただきまして、これらの内容につきましてその後合併協議会、あるいは専門小委員会の中で慎重なご審議をいただきまして、貴重なご意見をいただいてまいったものでございます。今回の資料につきましては、2月5日の合併協議会、それから2月5日及び2月17日の専門小委員会、それらにおきます委員の皆様方のご意見を基に事務局、分科会のほうで検討いたしまして、修正をさせていただいたものでございます。修正箇所につきましては、アンダーラインを引きましてお示しをいたしておりますが、以下順を追って概略をご説明申し上げます。

最初に、ビジョンの2のほう、裏面をご覧いただきたいと思っております。今回の修正箇所につきましては、実線と破線、2種類のアンダーラインを引いているものでございます。実線につきましては、2月5日の合併協議会、あるいは専門小委員会におけるご意見を踏まえまして修正をさせていただいたものでございますし、破線の部分につきましては主に2月17日の専門小委員会での協議でご意見をいただいて修正をさせていただいたものでございます。それで、最初の修正箇所でございますけれども、ビジョンの基本目標の6番のタイトルでございますけれども、現在「安心して暮らせる」となっておりますけれども、従前につきましてはこの部分が「安心できる」という表現になっておりましたけれども、健康と福祉、子育ての環境づくりにふさわしいものにするという観点からご指摘もございまして、「安心できる」という文言を「安心して暮らせる」ということで改めさせていただいております。また、その中で最後のところに男女共同参画社会の実現ということも破線が入っておりますけれども、このことにつきましても大きな課題として認識すべきであるというご指摘もございましたので、基本目標の中に書き加えをいたしまして、位置づけをいたしたものでございます。

それから、その次の主要指標を飛んでいただきまして、まちづくりのビジョンの4、施策のほうをご覧いただきたいと思っております。新市の主要施策でございますが、この2のところのタイトルでございますけれども、このところも実線が入っておりますけれども、従前は「研究と教育」となっておったわけでありまして、このところにつきまして記載の が学校教育、 が高等教育・研究機能となっておりますので、この全体のタイトルにつきましても教育を先に持ってきたということでありまして、あと学校教育の充実のところ、いろいろご指摘もございましてそれぞれ記述を追加するなりいたしまして、より具体的な施策となるように方向づけを示したものでありまして、地域に信頼をされ、地域に根ざした特色ある学校づくりでありますとか、学力の向上、それからスクールカウンセラー等のケアを行うということでありまして、食教育の充実、この辺のところにつきましてより具体的に踏み込んで記載をさせていただいたものでございます。

次に、同じページの3の誇れる文化の継承・発展と交流の拡大でありますけれども、従前はこの の地域文化の中で伝統芸能という表現を使っておったところでございまして、もう少し身近な表現がいいのではないかとご指摘もございましたので、このところを「民俗芸能、まつりや伝統行事」ということで、より具体的に記載

をさせていただいております。次のページになりますが、 の自然環境の保全と活用のところでありませけれども、このところにつきましてももう少し詳しく説明すべきであるというご意見もございましたので、 の一番下になりますけれども、「ボランティアや体験学習等」という例示を挿入いたしまして、よりイメージを具体化させるということにさせていただきました。

それから、同じページの4の地域資源を高度に生かした新しい産業の創出というところにおきまして、林業のところでございますけれども、このところに破線を引きましたとおりの間伐等の事業でありますとか循環型社会への林業の貢献などを盛り込む必要があるというご指摘もございましたので、この辺を破線部のとおり追加をさせていただいたということでございます。

それから、さらにページをめくっていただきまして、6の安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくりというタイトルのところでございます。 のところの健康づくりにつきましても総合的な施策等が必要であるということから「総合的」という文言を挿入いたしまして、健康づくりをまちづくり全体の中で取り組む姿勢というものをここに示したということで配慮をさせていただいております。それから、最初の施策のところにつきましても、同様の精神でございますけれども、健康日本21という国の基本方針とリンクした施策の展開が望ましいというご指摘もございましたので、これらを追加いたしまして、全体的な文章も整理をさせていただいております。

それから、最後になりますけれども、次のページの8、学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくりという項目の中でございますけれども、 の生涯学習の推進のところでは従前多少硬い表現が目立つというご指摘もございましたので、ここに記載のとおりいろいろ具体的な事例等も取り込んで記載をさせていただいておりますし、各町村の特色ある公民館活動の推進でありますとか、そうした特色ある施策の推進ということに配慮していくということを明記いたしております。

それから、 のスポーツ・レクリエーションの振興のところでは、内容は大体そのままということもございますけれども、このスポーツ施設の適正な管理運営に努めますというようなところでいろいろ文言の整理をさせていただいております。

以上がこれまでいろいろご指摘、ご指導いただきましたご意見の中で分科会等でも協議をさせていただきまして、修正を加えさせていただいた内容でございますので、また本日この場でいろいろとご指導賜りたいと思います。

それから、きょうお手元に新市建設計画（案）ということでA4判縦のペーパー1枚でありますけれども、お配りをさせていただいていると思います。表題が新市建設計画（案）となっている資料1枚のペーパーでありますけれども、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。これまでも回を重ねていろいろご指導いただきまして貴重なご意見を賜りまして、事務局としても勉強させていただいたところでございます。これまでの協議を通じまして、ビジョンの骨格につきましては大方ご意見をいただきましたので、一定の整理を進めさせていただいたというふうに考えておるところでございます。したがって、これまでの審議の内容でありますとかご意見を尊重いたしまして、次回の協議会には新市建設計画（案）ということで考えておりますこの章立てに沿ってお示しをさせていただきたいと思っております。具体的には、今回までご議論いただいたこのビジョンの骨格を少し文章化したものになりますが、十分やわらかくなるように注意をしながら章立てでお示しをさせていただきたいと思っております。

まして、現在のところの建設計画（案）の構成につきまして以下のように考えておりますので、お話をさせていただきたいと思っております。

この新市建設計画（案）につきましては、序論から財政計画まで全体としては8章で構成をしていきたいというふうに思っております、序論には合併の必要性等を記載するという事になるかと思っておりますし、この新市の概況、それからこの主要指標の見直し、この新市建設の基本方針、この新市の施策、この辺のところにつきましては、序論を除きましては今までのビジョンのところでは皆さんのところにお示しをしたという内容でございます、それを再整理をしてそれぞれに文章化をして整理をしたいと思っております。

この中で、この新市の施策につきましては今回もいろいろお示しをしているわけがありますけれども、でき上がりの形になりますと、この各項目ごとに新市の主要事業が入ってまいりますけれども、新市の主要事業につきましては現在市町村の事務レベルのところでは少し調整を進めさせていただいておりますので、次回はちょっとこの部分につきましては抜いた形になるかと存じますけれども、その辺はご容赦いただいて、できるだけ早くお示しをするようにしてまいりたいと思っております。

それから、同様にこの新市における県事業の推進でありますとか、最後のこの財政計画、この辺のところにつきましても各市町村の予算がちょうど出そろったばかりでもございますので、もう少し事務方で整理をして、できるだけ適切な内容となるように勉強の期間をいただきまして、これもできるだけ早く出してまいりますけれども、もう少しお時間をいただくということで、次回のところにはこのこの新市の施策の主要事業とこの県事業、それからこの財政計画、この辺のところは抜いた形になりますので、その点をご容赦いただいておりますご理解を賜りたいと思っております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○富塚陽一会長 ただ今事務局からこれまでご審議いただきましたこのペーパーの修正についてと、あとこの取扱いに関しては新市の建設計画を次の回にきちんとした文章でお示しをするという段取りについてご説明を申し上げておるようであります。今のこと、もろもろどうぞご遠慮なく何なりとご質問、ご意見を出してください。

○齋藤 久委員 これまでも新市のまちづくりのビジョンについては、いろいろ修正を加えながら今説明ありましたように修正版が出てきたわけですが、一つビジョン1のところについてお考えをちょっと皆さん方からお聞きしてほしいというふうに思いますが、この新市の将来像ということで六つの新しい都市の形成はこれで大変いいと思っておりますが、これはどちらかという行政に対する住民側のニーズかなというふうに思います。私は、この合併はそもそも分権改革やら財政改革ということがあつての合併ということもありますので、その辺の地方分権の改革の視点をもつて新市の将来像に入れてもいいのではないかとこのようにちょっと思いました。それで、それは私たちの地域は私たちでつくるという、そういう意識なのではございますけれども、自己決定やら自己責任という機運を高めるという目標を載せるべきではないかというふうに思います。地域社会は、地域の人たちがつくってそれを引き継いでいくというのは当たり前のことではございますけれども、そこに住む人たちの思いを地域づくりに生かす、それが人が輝く、地域が輝くという新市の理念にもなっていくのではないかとこのように

に思います。その六つの将来像、私はもっとやわらか目の表現にしてほしいなどこの間専門小委員会で意見を述べさせていただきましたけれども、この六つの言い方でいいますと、分権と自治の確立した新都市の形成というようなことを一番上に掲げるべきではないかというふうに思いますけれども、ほかの委員の考えなど聞かせていただければと思います。

○**富塚陽一会長** 大変重要な貴重なご意見と思いますが、ただ今齋藤委員さんのお話、ご提案ありましたとおりどうぞ今のご発言につきまして格別ご意見ございませんでしょうか。大変ごもっともなご意見であるということで、協議会としての先生方も同じご意見でしょうか。

(「賛成。」という声あり)

○**富塚陽一会長** 賛成というお声もありますので、それでは事務局、今の齋藤委員さんのご提言はきちんと踏まえて作業してください。どうもありがとうございました。ほかにどうぞ、今のように何なりとどうぞ。これは小委員会でもまたこれから検討するのですか。

○**佐藤智志事務局次長** きょうの第二小委員会は調整が中心かと思えますけども、また次回以降の合併協なり専門小委員会の中でご意見を賜りたいと思います。

○**大滝助太郎委員** 私からは、個々の文章というよりも全体的な取り組みについてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、この新市まちづくりビジョンの1から2というこの2ページについてでございますけども、私の感想としては例えばここに表れております語句について申し上げますと、一つは新時代、あるいは新しい時代という語句がこの2ページに9か所ございます。それから、新市という文字がこれは23か所、合わせて32か所がこの2ページの中に表記されているというふうなことで、この作成に当たっては新しい時代の新市ということについて非常に強力にと申し上げますが、そういうことが表れているというふうなことでございますが、しかしこの実現に向かっては大変な勇気と決断がなければ、これもまた絵にかいたもちに終わるような可能性もしますので、それらについての決意と申しますか、それらについて以下二、三の実例を踏まえてひとつお聞きをしたいというふうに思います。

一つは、これは古くて新しい事業といえますか、庄内地方拠点都市地域の整備事業というのがあったわけでございますが、これも残念ながら私から見ますと中途半端で終わったような感じがしております。結論から申し上げますと、やはりこれも鶴岡、酒田両市のリーダーシップが少し足りなかったのではないかなというふうに思っています。ご案内のようにこの拠点都市地域の整備というのは、拠点地区が三つということで、鶴岡、酒田両市と、それから中央拠点の3地区が指定されました。もう一つは、サテライト事業として庄内の各12町村に一つずつというふうなことで計画されたわけですが、実際問題としてはそれぞれの市町村の事業はうまくいったんですけれども、この中央拠点、すなわち合併でいえば本所の部分ができないでしまったということに

なりますので、やはりこれは拠点地域の整備から見ると、本当に半分の成果しかなかったというふうなことでございます。

2番目に申し上げますと、大学建設の問題があったんですが、実はこれもいろいろ誘致合戦の末、鶴岡、酒田が半分こしてしまったと。本来であれば学部と大学院というのはやはり一連のものでございますので、大学あるいは学生から見ればこれは同じところにあったほうが私は良かったのではないかと。しかし、結果としては鶴岡と酒田が半分に分けて、これは本当に公益になるのか私の利益を追求したのかわかりませんが、結果的にはそういうふうになったと。

もう一つ言えば、今鉄道の問題がございまして。これも例えば今庄内開発協議会の中では羽越線と西線が同一線上に、二つの案が同一線上に並んでいるというようなことで、実はこれも今のところ優先順位がつけがたいという状況になっております。そんなことで、果たしてこれが実現されるかといいますと、これは同一線上ではおそらく実現は不可能であると。これは、もしやるとすれば当然ながら優先順位、あるいはどちらをやるかという選択といいますか、やっぱり決断がなければこれらの問題は解決できないのではないかとこのように思います。

そんなことで、ここで言われている新時代というのは、あるいは新しい市をつくるということの前提としては、やはり勇気と決断がなければこれから新しいまちづくりはちょっと無理ではないかなというふうなことを、私はこのビジョンそのものは大いに賛成しますが、その対応についてはいささか不安に思っております。そんなことで、これまで鶴岡市さんにおきましては名称は鶴岡でいいのではないかとこのお話が出ています。まだ私も対案は出していませんけれども、北部においては既に酒田市の名称が決まっているという中で、仮にこの南部が鶴岡にした場合は鶴岡、酒田と綱引きがこれまでどおり続くのではないかとこのように心配されます。そんなことで、まずこの新しいビジョンを掲げる一つの気持ちとしては、ここで勇気ある決断をして、やはりこの鶴岡、酒田の綱引きの時代を私はまず終わらせることが第一歩ではないかなというふうに思います。

先ほど会長のほうから、新市の名称については後で時間があるというふうなことでございますので、ひとつ対案についてはそのとき提案させていただきたいと思っておりますけれども、まず私はこのビジョンも結構ですので、そのビジョンに立ち向かう姿勢というのをどの程度持ってこれに向かおうとしているのか、その辺ひとつ会長のほうから代表してお聞きをしたいというふうに思います。

○富塚陽一会長 大変次元の高い基本的な問題提起でありまして、誠に敬意を表しますが、この三つのことについて今答えねばならないと、この会長の立場なんだか市長の立場なんだかよくわかりませんが、多少コメントはさせていただきますけれども、実は先ほど協議会の運営小委員会で、これは調整項目の検討のときに提起されたことですが、いろいろみんなで苦労しているけれども、新市で我々が審議した、協議して得た結果をきちんと責任を持ってやってもらえるのかどうかということについてはいささか不安があるので、新市になったときにもきちんとこの協議の結果については尊重して遵守するよということの強い申し入れをすべきであるというご提案をいただきました。今大滝委員さんのお話もそういうようなことも含むのでしょうか。要はここで建設計画なり何なりをつくったものは新市にいてもきちんとやれよというよ

うな願意のご発言とも承りましたが、そういう要素があるということで理解してよろしいでしょうか。

○大滝助太郎委員 先ほど会長のほうからきょうのテーマについてあったわけなんですけど、私はきょうそのテーマは事前にわからなかったものですから、一つは新市の名称を決めるということと、このビジョンというのはやっぱり関係があるのではないかというふうなことで、その取り組み姿勢というのは、やはり新市の名称を決める際にもそれは相応のそういう決断を持って新市の名称を選んだほうがいいのではないかということが結論です。ただ、先ほど言われたように名称については後で時間があるということですので、具体的な名称については後で申し上げたいと思います。

○富塚陽一会長 わかりました。もし私の受け止め方に異存があれば別ですけども、名称の具体的な協議は4番目にさせていただくとして、今の滝委員のご提案は要するに提案したものについてはちゃんとやれよという保障を欲しいというような、そういう願意に受け止められましたし、それで検討小委員会でもそういうご発言がありましたので、そんなふうに私受け止めたけども、おかしいでしょうか。まず、そんなようなものでいいでしょうか。

○富塚陽一会長 そうしたら、事務局、今のご発言は重要なことだと思いますので、とにかくちゃんと新しい市になってもやる決意しているというようなことをきちんと私のほうからも改めて協議が終わった時点でそれぞれ新しい体制に移行する際はぜひという、協議会の会長としての特別の文字なんかもお諮りして出して差し上げたほうがいかなんてと思いますが、本文の中にもそういう点は入れてください。今お諮りしたら、ご異議ないようようですので、よろしいでしょうか、そんなところで。大滝さん、いいでしょうか、まずこの件は、4番目の名前のときました言ってください。

ほかに何かありますでしょうか。

○齋藤金一委員 ビジョン4番の農林水産業の振興というところなんですけども、新市の基本理念には多様性を生かした豊かな食の農林水産都市を目指すということで盛り込まれております。それで、農林水産業におきましては特に地産地消ということで大きく取り上げられております。基本目標の中でも、産業間の提携を図るということでありますので、この主要施策の4の農林水産業の振興というところに、農業、林業、水産業においてもそれぞれの立場で地産地消ということがテーマということで掲げられております。それで、農協、森林組合、漁協等の協同組合間提携を深めまして第1次産業の振興を図るということも必要ではないかと考えております。それで、共通課題ということで、この基盤整備の下のほうに1項目設けてはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木喜一郎農林水産部会副部長 農政分科会を担当しております鶴岡市農政課の鈴木でございます。よろしく申し上げます。

ただ今地産地消というご意見が出たところでございます、この件につきましては県の農業条例に一番早く山形県が地産地消という言葉をご提案いたしてございます。そ

ういう中で、この2か年協議会も各市町村につくられまして、努力をしているところでもございまして、ただ今のご意見から申し上げますと、その部分が一部欠けていると、そういうところがございます。ただ、この資料の中で安全で安心な農畜産物の供給を基本としながら地産地消、食農教育という内容で提案をしているところございまして、この内容についてもご検討をお願い申し上げたいと思います。

○**富塚陽一会長** ただ今の委員のご提案については、きちんと対応するという意味で取っていいんですか。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副部長** 後半のほうちょっとわからなかったのですが…。

○**齋藤金一委員** 基盤整備ということで一番下に書いてありますけども、できればこの下のほうに1項目設けるといことで、農協とか森林組合、漁協等の協同組合間提携を深めるということの1項目を設けていただきたいということなんです。お互いに農協、あとそれから森林組合、漁協等でも食を通して地産地消ということ共通の課題があるというところでお互いの協同組合間提携を深めて、地産地消を進めまして第1次産業の振興を図るというところで1項目を設けていただきたいという提案でございます。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副部長** 最初の私の回答につきましては、農業の部分だけで申し上げて大変失礼をいたしました。地産地消、第1次産業全体が取り組むべき内容でございますので、ただ今のご意見を検討してまいりたいと思います。

○**富塚陽一会長** 今の討議につきまして、何かご意見ございますか。

○**富塚陽一会長** なければ、今のご提案のとおり事務局もそのようでありますので、そのように進めてください。
ほかにどうぞ、何かありましたら。

○**富塚陽一会長** ないようですので、なおこれはまだいろいろご意見はお聞きできるわけです。とりあえず事務局としては、先ほど申し上げておったようですが、これを基にした文章をつかって、7日の協議会にご提案申し上げてご審議いただくという手順のようでありますので、そのようなことでよろしく願いいたしたいと思ひますし、それまでの間になお気になる点がありましたら、どうぞ遠慮なく事務局にご指導いただくことにして、ではこれはきょうの段階でそういうことでご了承いただけますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。じゃ、そういうことでご了承いただいたことといたします。

(3) 専門小委員会の協議状況について

○富塚陽一会長 次に、専門小委員会の協議状況について報告をお聞きしてご審議をお願いします。

事務局、どうぞ。

○石塚治人事務局総務課長 協議会事務局の石塚でございます。資料は、お手元にホチキスでとめました今度小さい判で横書きになっております重要事務事業調整案、第一小委員会協議状況報告と、あともう一つ第三小委員会協議状況報告、この二つでございます。それぞれ小委員会の担当がございまして、担当のほうから報告をさせていただきますけれども、まず全体的なこととしまして専門小委員会では1月27日にこの協議を開始しております。三つの小委員会で所管する分野ごとに相違点の調整につきまして協議を行っていただいております。三つの小委員会のうち第一と第三の小委員会につきまして、2月17日の小委員会で協議を終了したということでございまして、本日はこの全体の協議会のほうに協議状況をご報告しまして、全体会でのご協議をお願いするというものでございます。

なお、第二小委員会につきましては、事務事業数が第一と第三のほぼ4倍ほどというような内容にもなっておりまして、なお協議が継続中でございます。臨時の専門小委員会も2回ほど開催させていただいております。第二小委員会の委員の皆様には大変ご協力をいただいております。感謝を申し上げたいというふうに思います。きょうも協議会の後また第二小委員会だけの専門小委員会を開催させていただくということでございます。第二小委員会の全体会へのご報告は次回になるということ考えております。

それでは、第一小委員会の協議状況につきまして担当の私のほうからご報告をいたします。時間の関係もございまして、また資料は事前に配付もさせていただいたので、一つ一つの項目ということではなくて、全体的に概括的に報告をさせていただきたいというふうに思います。

第一小委員会の所管は、総務部会、商工部会、観光部会の三つの部会の分野ということでございます。重要事務事業としましては、29の事務事業につきましてご協議をいただいております。そのほか所管分野にかかわる一部事務組合等、第三セクター、土地開発公社等につきましてもご協議をいただいたということでございます。資料をお開きいただきまして1ページをご覧いただきたいと思いますけれども、管理番号、事務事業名、課題ということでその項目の課題、さらには調整内容ということであります。この調整内容が事務局側で考えさせていただきました各専門部会、分科会のほうでの検討の結果の案といったことでございます。その案につきましても、期間的なことがそのまた右に調整する時期の振分けというようなことで記載をさせていただいております。一番右の欄に協議状況ということで、各小委員会での協議の状況を記載させていただいているということであります。また、各小委員会でいろいろご意見もいただいております。その部分につきまして、主な意見等ということで記載をさせていただいたということでございます。第一小委員会につきましては、一番右の協議状況のところにありますように全部の項目につきまして原案どおりに了承されております。そこに記載の調整内容、また調整する時期の振分け、このとおりでおおむねいいでしょうというような協議状況になっております。

なお、主な意見を申し上げますと、まず1ページ目では011 005都市宣言のところで意見を頂いてしております。市町村ごとの独自の強い宣言に関しても大事に取扱うよう配慮してほしい、市町村ごとの特色ある宣言は支障のない限り残してほしいといった意見を頂いてしております。

2枚ほどめくっていただきまして、4ページになります。上から二つ目に総合計画審議会がございますけれども、主な意見としまして、総合計画審議会の委員については旧市町村単位から選出する方法が良いと思う、また地域審議会の内容について具体的に議論を進めていただきたいというご意見をいただいております。

また、下の5ページの一番下でありますけれども、ふるさと会、ここについては予算措置について一定の基準が必要ではないかと。結構予算措置が各市町村で額がかなり違うといったようなことがありまして、このような意見を頂いております。

次のページ、6ページであります。一番上の交流事業、ここでのご意見はこの交流事業だけということでもなくて、ほかの事業も見てある程度全体的な意見ということで出されておりますけれども、地域の特色ある事業の推進、公平性の観点などから一定の基準により支所に権限と財源を与え、その中でやらせるべきだ。合併前の各市町村の努力も考慮すべきであり、ただ単に当面従来どおりとするだけでは新市において必ずしも平等ではないと思うので、今後も議論をしていただきたい。もう一つ、単に予算も当面従来どおりではなく、平等性の観点から各地域に一定の基準により予算配分し、執行については裁量権があつていいのではないかと。

また2枚ほどめくっていただきまして、10ページになります。一番下ですが、050 34新規学卒者就職支援のところでは、これも全体に言えることだがということでもありますけれども、支所に権限と財源を持たせるとすれば雇用助成などの独自の制度はそれぞれの支所単位で判断して残すこともできる。これからは少子高齢化の厳しい時代であり、すべての事務事業を統一するというのではなく、特色を残しながら地域のことは地域でやる地域内分権も必要ではないか。伝統、文化に係る施策等、地域づくりの特色や役割分担には独自性があつたほうが良いが、雇用助成等は政策的に判断する問題であり、新市になってから格差があつては不平等感を招く。

最後でありますけれども、13ページになります。各地区観光協会等ということでもあります。民間意識、企業感覚を持った観光協会のあり方を検討してほしいといったようなご意見を頂いております。

第一小委員会は以上でございます。

○土田宏一事務局調査計画主査 続きまして、第三小委員会の協議状況についてご報告をいたします。

第三小委員会では、農林水産部会の10事務事業と建設部会の16事務事業、合計26の重要事務事業と一部事務組合及び第三セクターの所管部門について、1月27日、2月5日、2月17日の3回の専門小委員会で調整協議を行っております。協議状況といたしましては、すべての項目について調整内容案のとおり了承をいただいております。それぞれの事務事業の課題及び調整内容案、調整時期につきましては、配付の資料のとおりでございますので、割愛をさせていただき、委員の皆様から出されました主な意見の概要についてご報告をいたします。

初めに、1ページ目の農林水産部会、管理番号041 2003水田農業構造改革

対策配分事務の調整協議では、新市での有機栽培カウントの統一の検討を望むとのご意見が出されております。

次に、管理番号041 4007産直施設支援業務については、5年間の経過措置の中で自助努力と指導体制が重要だとのご意見、独自運営を目指すとすれば施設の管理運営費も利用者が負担していく方向の検討、受益と負担の関係及び補助金の経過措置の検討など、記載のとおり様々のご意見が出されております。

2ページ目の管理番号041 9001市町村単独土地改良事業補助金業務につきましては、経過措置後も継続を望むとのご意見が出されております。

3ページ目に移ります。管理番号042 015住宅等建築資金貸付事業及び管理番号042 016町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金につきましては、関連があることから一緒にご協議をいただき、ご意見といたしましては林業振興及び地場産材の利用の拡大という観点から、将来的には適用の拡大を望むというご意見が出されております。

4ページ目の管理番号042 064森林組合指導育成事業につきましては、管内の二つの森林組合の統合につきまして今後視野に入れるべきではないかとのご意見が出されております。

5ページ目ですが、水産分科会の事務事業につきましては特に意見は出されておられません。

次に、建設部会に移ります。6ページをお開きください。管理番号071 100市町村営住宅家賃等（家賃算定）については、各市町村の住宅改修計画の調査、検討が必要、主要指標推計の世帯数との関連、周辺部の実情を考慮した家賃の適用と過疎化防止への配慮が必要とのご意見が出されております。

8ページ目に移りまして、管理番号072 098除雪計画につきましては、除雪業務の委託業者を今までどおり各市町村内の業者への委託の配慮が必要とのご意見が出されております。

管理番号072 126市町村道認定基準及び認定、廃止事務につきましては、各市町村の認定基準が違うことから調整内容の運用や調整後の取扱い及び新たな基準の策定に当たり、地域状況への配慮の検討など、記載のような様々のご意見が出されております。

次に、9ページ目でございます。上下水道分科会の事務事業調整でございますが、管理番号073 109、二つになっておりますが、水道事業の料金表（料金体系）及び（料金）につきましては、地域の需要の実情を考慮し、安い料金調整を望むとのご意見が出されております。

次に、少し飛びまして11ページ目をお開きください。管理番号073 198公共下水道使用料の決定事務及び管理番号073 257集落排水使用料の決定事務につきましては、関連があることから一緒にご協議をいただきましたが、ご意見といたしましては新市全体としての効率的な維持管理及び改修等の施設整備の計画策定が必要とのご指摘のご意見をいただいております。

そのほか、ただ今報告をいたしました事務事業以外につきましては特にご意見がなく、調整内容案のとおり了承をされております。

また、13ページをお開きください。全体的なご意見といたしまして、事務事業調整に際し、維持管理を念頭に置き、構成市町村の各分野の施設改修計画の調査と検討

が必要とのご指摘のご意見、また農業振興における管内農協との連携の重要性のご指摘のご意見をいただきました。

最後になりますが、14ページの一部事務組合等の取扱いでは、第三小委員会では月山水道企業団の取扱いについて協議いたしましたが、調整内容のとおり了承されております。同じく第三セクターの取扱いでは、鶴岡再開発ビル株式会社、赤川スポーツランド株式会社、社団法人月山畜産振興公社の取扱いを協議し、おおむね調整内容案のとおり了承されております。

以上が第三小委員会での農林水産部会の10事務事業と建設部会の16事務事業、所管部門の一部事務組合及び第三セクターの協議状況報告であります。よろしく願います。

○富塚陽一会長 大変膨大な資料の整理並びに各委員会のご審議、誠にご苦労様でございました。ありがとうございます。

ただ今事務局から報告がありましたが、委員会としての関係の委員さんもおられると思いますので、補足意見なり、あるいはご質疑、何なりとどうぞご自由にご発言ください。

○榎本政規委員 鶴岡の榎本です。私は第三小委員会におるものですから、第一小委員会の中身について子細にわかるわけではありませんけども、また第二小委員会、特に民生部門の意見集約がまだ出ていませんので、基本的な物の考え方は第一小委員会から第三小委員会同じ考え方でいかないと、委員会によって物の考え方が違ってくるというのでは違うんじゃないかなと思うところがあるもんですから、この辺委員の皆さんからご意見をいただければなと思うんです。

第一小委員会の10ページの050 34新規学卒者就職支援のところの主な意見の一番下に伝統、文化に係る施策、地域づくりの特色や役割分担には独自性があつたほうがいいと、これは当然だと思ふんです。その後半にやっぱり雇用等、雇用だけじゃなくて、私はすべて第二小委員会の民生部門のところとか学校教育、それからスポーツ施設の使用料とか、いろんな使用料関係については、ここに書いてあるとおり政策的に判断する問題については、新市になってから地域間格差が出るということは、一つの市の住民が旧町村に住むところに移るたびにサービスの受ける格差が違っていくというのは、やっぱり非常に問題があるんじゃないかなと思ふんです。私どものところでも公営住宅なんかは当然地域間格差というのは出てくるんだろうけども、等しく受けるサービスが地域間によってサービスが違う、住んでいる場所によってサービスが違うというのは、私はちょっとこれおかしくなるんじゃないかなと思ふんです。その上のほうにすべての事務事業を統一するのではなく、特色を生かしながら地域のことは地域でやる地域内分権は当然必要だとは思ふんですけども、これが受けるサービスがその地域によって違うという考え方をしてしまうと、ちょっと問題が起きてくるんじゃないかなと思います。

それから、民生部門が意見集約が出ていないんであれなんですけども、すべてのことに関して私はやっぱり受益と負担の原則を貫いていかないと、これからの地方財政というのは守っていけないんじゃないかと。負担をしたからこそ受益を受けるんだという感覚がないと、受益が先じゃなくてやっぱり負担をすると、義務を果たして権利

を得るという考えを私はこの事務事業の中で貫いていかないと、問題が起きてくるんじゃないかなと思います。私どもの第三小委員会でも話になった産直施設なんかは、やっぱり商業部門の皆さんから見られますと、行政が建物を建ててやって管理もやって利益は生産者というのは、商店の皆さんから見れば、あるいは工業関係の皆さんから見れば、どう見ても間尺に合わないようなことが往々にして起きてくると。やっぱり将来的には産直施設であっても独立採算性をやらなければならないということで、原案どおり私も賛成をさせていただいたんですけど、そういう観点はこの場である程度統一しておかないと、第一小委員会ではこうだ、第二小委員会ではこうだ、第三小委員会ではこうだという考え方はちょっと違うのかなと思いますので、これは完全に個人的な考えですので、もし委員の皆さんからご意見があれば、いや統一する必要はないよと、事務方のほうですべてその辺は検討しながらやっているよということであれば、それはそれで結構だと思います。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。今また非常に重要なご提案であります、まず委員の皆様からご意見をいただく前に事務局から少し経過聞いていいでしょうね。事務局はこれからどういう考え方が、事務局に別に責任を問うわけではないけども、今の作業の心づもりありましたら言ってください。

○**佐藤智志事務局次長** ただ今の調整の考え方でございますけども、このことにつきましては事務方で進めるに際しましての基本的な視点と申しますか、考え方につきまして、去る1月18日の合併協議会に相違点の調整についてということで、こうした基本的な考え方に立ちまして調整案をつくりましたということをお示しをさせていただいております。その際の文言をちょっと簡単に紹介させていただきますと、基本的にはただ今議長さんおっしゃったとおり等しく権利と義務を有するというのでありますので、サービス水準等、負担につきましても合併を契機に均一化するというのが原則でありますけれども、ただその調整に当たりましてこれまでの市町村の施策の方針でありますとか行政制度、地域特性には十分配慮するというので、段階的な実施に努めながら、サービスなり負担に急激な変化が生じることのないように十分留意をして進めましょうということを経済的な視点にいたしまして、調整案を検討させていただいたものでございます。そのほかに、六つほど基本的な考え方をお示ししているわけでありまして、できるだけ急激な変化が生じないように、サービス水準でありますとか負担のあり方につきましては検討しましょうと。また、新市においてどういう制度が望ましいのかということについて、やはり議論をしながら整理していく必要があるだろうということで、拙速な結論ではなくて十分時間をかけて各方面からいろんな意見をいただいて検討する必要もあるだろうということで、検討期間を設けさせていただいているという内容でございますので、いろいろ各専門小委員会での検討、協議の中でご意見をいただいているわけでありまして、今後これらを踏まえまして、また住民の皆さんにもいろいろご説明をしながら、またご意見をいただいて、最終的には市町村長さんの皆さんのところで合併協定ということに進んでいかれるかと思っておりますので、その際基本的な視点をさらに整理をして合併協議会にお諮りをしていくという段取りになるかと思っておりますので、そんなことでまたご意見をいろいろいただいて、整理すべきものはなお分科会のほうで整理をしていきたいというふうに思

っております。

○**富塚陽一会長** 大変重要な課題でありますので、きょうの協議会でのまとめ、また皆さんのご意見を承った後でまとめてみたいとは思いますが、その後委員の皆様何かそれぞれ両方ともごもっともなことでありますが、何なりとどうぞご意見を出してください。

○**富樫達喜委員** 農業委員会のことについては、農業委員の皆さんが議論をしていることだろうと思うんですけども、私どものところにその情報等一切入ってきませんので、若干この場で質問させていただきたいんですが、今農業委員、この春先になりますと、住宅関係の調整、あるいは小作料の改定、それから農地の移動と、大変活躍する場面が多くなっております。そういった中で、今現在定数等どういった方向で調整なされているのか、今現在で報告できるところで結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○**富塚陽一会長** 農業委員会の関係、事務局どうぞ。

○**小林順五農業委員会分科会長** 農業委員会分科会の小林と申します。私から農業委員会の関係についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

農業委員会といたしまして、市町村が合併いたしますと法的にも変わるということをごさいます、農業委員会といたしましては今後どういうふうにあるべきかということを検討させていただいております。最初に会議を持ちましたのは平成15年7月18日からであります、自主的に会長、それから会長職務代理、事務局長ということでの会議をさせていただきまして、重要事項について検討させていただいております。こういった中で、16年の2月16日でございますが、庄内南部地区合併協議会会長のほうから、検討しているようでありますが、意見がまとまったら報告してくださいというような照会をいただいております。そういった照会をいただきまして、2月19日でございますが、検討会を開催いたしましたところでございます。検討会の中では、重要な事項というようなことで一つは農業委員会の数をどうするのかというふうなことでございます。法的には一つから七つというふうなことまでできるわけでございますが、せっかく農業委員会が合併するのである、一つでいいのではないかとというふうなことで話をいたしているところでございます。

また、新市の選挙で選ばれる委員の数の関係でございますが、今現在101名の選挙で選ばれる委員がございます。新しく農業委員会になりますと、一つの農業委員会には原則では最大で40名ということになってございます。それで、特例を使いますとその倍の80名以内というふうになってございますが、これをどうするかというふうな話し合いをさせていただきました。そういった中で、40名でいいのではないかとというふうな発言をいただいております。そしてまた、合併いたしますと、委員の職がなくなるわけでございますけども、合併と同時に委員の方々の職をなくいたしますと農業委員会の仕事が滞るというふうなことから、合併特例法がございまして、その中で在任を採らせていただきたいというふうなことでございまして、合併と同時に農業委員会の活動が停止しないように在任特例を採らせていただきたいというふうな話

をしてございます。それで、在任特例については何名にするかというふうなことでございますが、これについても40名というふうな話が出されてございます。

それから、選挙区の関係についても話し合いをしているわけですが、選挙区につきましては今現在鶴岡が5選挙区、それからほかの町村さんについては1選挙区ずつございまして、合わせますと11選挙区がございまして、鶴岡のほうにつきましては3選挙区に調整していったらどうかということ、それから今までの町村さんにつきましてはそれぞれ1選挙区でいったらどうかというふうなことを話してございます。

それから、各選挙区に選挙で選ばれる委員の定数をどう割り振りするかというふうなことでの話し合いでございますが、法律に基づきますと選挙人名簿で割り振りするというふうに書いてございます。それによって割り振りを検討しているわけですが、一部の、2町になりますけども、町のほうからそれだとちょっと困ると、やはり農地面積を勘案してもらおうとか、あるいは農家数を見てもらおうとか、そういったことも加味した割り振りをできないかというふうな話を言われてございます。ただ、それにつきましては法律のほうで決まっているということもございまして、まだそのことについては決まっていませんけども、そのような意見が出されているというようなことでございます。

それから、農業委員の数がかなり減るということになります。一つの農業委員会になりますと、先ほど申し上げましたように現在101人いるところが最大で40人になるということで減るもんですから、協力員組織が必要じゃないかというふうな話が出されてございます。これにつきましては、どのような仕事をするのかというふうなことがあるわけございまして、また何人ぐらいが必要なのかというふうなこともございまして、そんなことで、いろいろ検討の中では事務局のほうで再度検討したらどうかというようなことを指摘されているところでございます。

それから、女性農業委員の関係でございますが、今の7市町村においては8人の女性農業委員がございまして、これはいずれも公選でなくて選任で、議会推薦で選ばれているというふうなことでございます。これが新しい市になった場合に、議会推薦だけになりますと今の法律では5人以内ということでございます。ところが、現在農業委員会等に関する法律の見直しがこの国会に出されてございます。それを聞いてみますと、議会推薦が4名以内ということになってございます。そうしますと、さらに女性農業委員を選ぶのは大変だなと、そのようなことで女性農業委員の選出も農業委員会検討組織としてはいっぱい出ていただきたいというようなことを言われているところでございまして、いろいろ今後委員会としてもさらに検討していかなくちゃならないというふうな考えで今検討しているところでございます。まだまだ検討するところがあるというふうな今の状況でございます。

以上でございます。

○富樫達喜委員 大体わかりました。法的にも大変大事なことだと思います。しかしながら、地域の特性というものも十分に考慮しながら考えていかないと、間違った選択になるのかなというふうにも考えております。その辺のことを十分考えていただけたらありがたいと思います。

以上、了解しました。

○進藤 篤委員 第一小委員会に所属しております朝日村、進藤です。一つだけ、先ほど事務局のほうから報告がありましたけども、それはそれとして第一小委員会では行政のサービス、そしてまた地域住民の声の吸い上げということが常に全体を通して話題になってきました。そんな中で、新市の総合計画、あるいは審議会、これは調整案のとおり決定ということになってはいますが、まとめて言いますと、いろいろ今後の取り組みについてもサービスあるいは住民の声の吸い上げということで、地域審議会を設置すべきでないかというような意見が非常に多く出ましたし、それをもって第一小委員会ではそのことを多数でまず意思統一をして、地域審議会を設置する方向で検討しようということです。そして、地域審議会はいろいろと合併特例法の中、あるいは様々な性格づけがあるわけですが、その辺を意思統一といいますか、勉強会をしながらお互いにそんなことをもう少し勉強してみようというようなことも段取りを取りながら今進んでいるということ、一つつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

○須藤栄弘委員 第一小委員会の所掌についてお尋ねをいたします。今も出ましたけれども、例えば交流事業、あるいは雇用対策等につきまして、支所機能、権限ということについていろんな提言をされているわけですが、これについてこれ以上の議論がなかったのかあったのかということと、まちづくりビジョンの中にもこれうたわれております。このまちづくりビジョンの中にもうたわれているものが施策として当然生きてしかるべきでないかなと思います。この支所機能等につきまして、今後どのような検討をされるものか。

それから、今出ました総合計画審議会、これは地域審議会とは異なるというような説明を受けておるわけですが、これにつきましても市民との協働という項目の中にもうたわれておるわけですから、今後これについても鋭意努力を重ねて協議をされていくということであるのか、これを今意見が出ましたけども、再度お尋ねをいたします。

○富塚陽一会長 事務局、今の作業の進行状況。

○佐藤智志事務局次長 支所等の機能についてでございますけども、先ほど第一小委員会の報告ということで申し上げましたとおり、いろいろ支所のところについてもご意見を頂戴いたしております。現在事務方の作業といたしましては、まず実態的に実務的に市役所、役場で日常的にどういう業務、サービス機能がやられているのかということの洗い出しをやっております。観念的に支所機能はこうだ、本所機能はこうだという議論ではなくて、実務的にどうなのかと、具体的に日常的に住民の方がおいでになってどういった業務を市役所窓口で処理しておられるのかということの整理をしていくという意味で、そうした業務の調査を全市町村にわたって今進めさせていただいております。それをどのようにしたら一番住民の皆さんにとってより良いサービス、あるいは支所機能なのかということ整理していく中で、おのずと一定の支所な

り本所の機能というものが整理されていくのではないのかというふうに考えておりました、まずはもう少しお時間をいただいてその調査を進めて、本所、支所と申しますか、そうした具体的な機能、あるいは体制というものを実態的に実務的に少し議論を皆さんのほうに材料を提供してご意見を賜りたいと思っておりますので、もう少しお時間を頂きたいというふうに考えております。

あと、本所、支所の基本的な機能につきましては、ビジョンのところにお示しをしておりますので、それを具体化していくということで、それぞれの地域の課題でありますとか地域のサービスでありますとか、そういったものはそれぞれの地域のところで処理できる体制というものを当然目指していくということになるというふうに理解をいたしております。

それから、総合計画審議会の関係は、これは自治法の附属機関ということで設置することにされておりますので、構成等は新市に移行してから新市の市長なり、あるいは議会等のご意見もいただきながら新市の市長のほうで政策的に判断をされることと思っておりますので、設置することは間違いのないわけでありまして、その後のことにつきましては新市に移行しての決定内容になっていくものというふうに理解をしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○**富塚陽一会長** 一応今12時になりましたけども、まだ4番目の検討項目もありますが、このまま延長してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** しばらくまた延長させていただいて、今のところ12時半ころまでできればと、そのときまたお諮りして再延長ということもあると思いますが、そんなところでご協力をいただきたいと思っております。

○**須藤栄弘委員** 第三小委員会のほうにお尋ねをいたします。産直施設の支援業務ということで出ました意見、ごもっともであろうと思っております。しかし、この施設等につきましては農業所得の向上、あるいは経営感覚の醸成、あるいは地産地消等でかなり重要な施設であろうと、このように思っておりますし、どのようなソフト的な支援ができるのか、あるいは連携を持って今後農業所得の向上に取り組むことができるのかというようなソフト面での支援が必要でないかなと思っております。

それから、第三セクターの協議状況の内容の中に、調整案のとおりで仕方ないのではないかというような表現があるわけですが、これはどのように解釈をすればいいのか。決断するときには一定の決断も必要かなと思っておりますが、この点に関してお尋ねをいたします。

○**富塚陽一会長** 事務局、まず説明してください。

○**鈴木喜一郎農林水産部会副会長** ただ今ご提案いただきましたソフト面での支援をすべきであると、こういうご意見でございました。まだつぶさにその運営状況を調査、点検しているところではございませんけども、ここに記載をされてございます内容が

らいたしますと、今最もこの産直センターは元気のある流通が行われておりますし、それからその町の顔になっていることも多いわけでございます。そういう点では、経営管理とかあるいはイベントとか、それから会員の一致団結の力とか、こういうものはぜひ支援をしながらつくり上げていくと、そういうものが必要であるというふうに思います。同感でございます。

○**土田宏一事務局調査計画主査** ただ今のご質問でございますが、第三セクターの調整内容案、それから協議状況につきましてのご質問のようでございます。協議状況といたしましては、この三つの第三セクターについてどのようにするかというお話をさせていただいたわけでございますが、協議状況に書いてございますように、この第三セクターの主な代表者になっておりますところの各市町村長が今後の経営をどのように判断していくかということを見据えながら、十分今後の第三セクターのあり方を慎重に検討すべきではないかということから、この協議状況の意見を付したような形で調整内容案のとおり、仕方ないという言い方はちょっと難しいのですが、調整案どおりで了解をいただいたという内容でございます。

○**本城昭一委員** きょうご報告できなかつた第二小委員会の委員長をやっています本城です。次回には報告できるように努力したいと思いますが、第一小委員会の報告を聞きまして、ここの05034の新規学卒者就職支援という事項の中の主な意見等というところに、支所に権限と財源を持たせるとすれば雇用助成などの独自の制度はというようなことが書いてあります。この辺の議論というのがもし第一小委員会でやられているのだとすれば、これは各小委員会というのは重要事務事業の調整という役割ですので、支所の機能、権限までそこで検討してまとめていくという、そういう性質のものかどうかというのがまず一つお聞きをしたいと。というのは、我々今第二小委員会で苦労しているのは、やはり全部の市町村が皆違う制度で今までやってきているわけです。それを新しい市にするためにはどうするかということを議論して、1項目ずつ質問が出ます、意見があります。ですから、時間がかかっているわけですが、それが各支所で権限を持ってやられるんだとすれば、そういうものを外して議論してもいいのではないかなと、こういうことになるわけです。それじゃやっぱり私もばからしいなという感じを今この報告を受けてしたわけですし、ここの文章をずっと見ていっても各地域の特色ということが言われておりますが、特色があるのは当然なんです、それぞれの歴史があるわけですから。しかし、その特色ある地域を合併して15万5,000人の都市をつくらうと、こういう努力を今しているわけですが、その特色、経過、伝統、歴史を強調しすぎますと、これは垣根になるんじゃないかなと私は思います。そういう意味で、15万5,000人のまちの新しいルールはどうするかという議論をしているわけでありますので、その辺の今の権限を持たせるということについてと、それから私第二小委員会で皆さんにもそういうことを申し上げて議論に参加していただいておりますが、この考え方について事務局でも会長でもご意見をいただきたいなというふうに思います。

○**佐藤智志事務局次長** ただ今の本城委員さんのご質問に的確にお答えすることはちょっと難しいのでありますけども、基本的には先ほど申し上げましたけれども、合併に

よって施策なりサービスなりは一体性を確保していくというのが合併の眼目でありますので、そのようなことが望ましいわけでありましてけれども、それぞれの市町村のいろいろこれまでの経緯でありますとか、あるいは地域の事情でありますとか特性等の環境等もあるわけでありまして、それぞれ独自の施策もやられておられるというわけでありまして。これを合併の際にすべて一体化でなければだめだという議論ではなくて、それぞれの実情を配慮しながら新市における望ましい制度も議論をしながら、どうしていくかということについて一定の経過期間なども置きながら、慎重に検討していこうというのが方針でありますので、画一的に独自施策をそのまま残すということでありまして、あるいは市町村にすべて予算、権限をどうするかということでありましてけれども、予算編成権につきましてはあくまでも市町村長のところに編成権があるわけでありまして、今後その権限をどういった形で支所、あるいは本所に振分けをして予算編成をしていくかということについては、私どもももう少し市町村長さんのご指導を賜って少し頭の中を整理していきたいというふうに思っているところでございます。

○**宮塚陽一会長** 事務局の答弁、そうですけども、本城さん。

○**本城昭一委員** 頭悪くてよくわかりませんが、確かに合併までは市町村長さんに予算編成の権限があるわけですか。合併してもそれが継続するんですか。何かそんなふうになんか受け止めたんですが、その辺はどうなるんですか。

○**佐藤智志事務局次長** 新市の市長のほうに予算編成権があるということを申し上げたところです。

○**本城昭一委員** 市町村長と言いましたよ。ですから、私は....

○**佐藤智志事務局次長** 現在は市町村長にあるわけですし、それぞれの独自施策をやられているわけですが、それを合併後には新市の市長ということになるわけですので、新市の市長が予算編成権を持って新市の議会にいろいろご審議をいただいて決定をしていくということなるかと思っております。

○**本城昭一委員** それは当然です。それは当然ですけども、ここにいう支所に予算の権限とか、そういうのを与えるということはどういうことなんですかと私聞いているんです。それは第一小委員会で検討する事項ですかと聞いているんです。

○**佐藤智志事務局次長** これは第一小委員会のご意見ということでそのまま載せているわけでありましてけれども、これらのご意見を踏まえまして今後市町村長さんのところでご協議いただいて、予算編成をどうするかということについては今後私どもも指示を受けて整理をしていきたいと思っておりますので、ここの支所に権限と財源を持たせるということについては、これはあくまでも委員の皆さんのご意見ということで記載をしているわけでありまして、今後これをどうしていくかということについては、編成権を持っておられる市町村長さんのご指導を受けて私どもも整理をしていき

たいというふうに考えております。

○**本城昭一委員** これはやっぱり誤解を与える文章です、こんな文章書けば、たとえ意見であっても。

あとは、私ども先ほども言いましたように継続して5年とか3年とか、あるいは合併までとか、いろいろ時期が書いてあるわけです、指定されているわけです、皆さんの事務局で検討した結果。それをやっぱり私どもは一つの目標にしながら検討して、やっぱり3年じゃ無理だというものは5年にしてくださいという意見も出して変更してもらっているという、そういうやはり合併によって物事を何十年もこのままでいいなんていう、違うものでいいなんということは考えられないでしょう。ですから、5年というのが一つのこの期間になって提示されているわけです。だから、それに向かってどういうふうに統一していくかという議論を今しているわけです。それがそうじゃなくて、支所に財源も含めた権限があるんだとすれば、この項目は支所に任せてもいいんじゃないかというような項目が出てくるんです。例えば午後から我々は教育の問題やりますけども、私立高等学校の生徒に対して各町村が助成する制度があるわけですが、その金額も違っているわけです。そういうものを5年ぐらいでどう調整するかという議論を午後からするわけですが、そういう権限が支所にあるのであれば、それは支所にお任せしましょうという結論になるわけです。それじゃだめなのではないかと私は言っているんです。こういう表現じゃ困りますよと、こういうことを言っているんです。

○**富塚陽一会長** 今の本城さんのご意見、これも立派なご意見で、ただ事務局のほうも、これは私の見解が違うかわからないけども、委員会としての一つの結論だという表現で取られないようにして、それぞれの委員さんのご発言の内容を紹介しているというようなことで、しっかりそこを誤解のないようにしておかないと今のような意見が出ますので、これはお一人だか二人だか何人だかわからないけども、委員会としての結論ではないのだろう、そこをはっきりしなさい。どなたかのご意見としてこんなことがありましたという委員さんの内容紹介というふうなことで、書くのはいいけども、誤解のないようにして。そういうことでないかな、本城さん、だめだ。

○**本城昭一委員** いいとかだめとかじゃなくて、委員の意見を載せるんだとすればおそらく第二小委員会なんかはこんなになるんじゃないですか。ですから、意見の載せ方がなぜこれを載せたのかというのは、重要な意見だと思って載せたんじゃないかなと私は思ったわけです。だとすれば、この議論を第一小委員会でやるのは問題じゃないですかと言っているんです。

○**富塚陽一会長** その辺は委員長、どうぞ。

○**進藤 篤委員** 第一小委員会の委員長であります進藤です。今本城委員さんから話ありましたが、これはあくまでも第一小委員会としての意見ではなく、こういう意見もあったということですので、それは誤解のないようにお願いしたいと思います。そして、先ほども言いましたようにこういうことがいろいろ似たようなことが出てきまし

たので、先ほども言いましたように地域審議会的なものを設置しながら検討するようなことにしたらどうかということで、第一小委員会では地域審議会の設置をしたほうがいいという意見を言ったということはさっき言ったとおりでございます。ただ、地域審議会の性格そのものについては、いろいろ委員の中でもまだ意見が統一できていないということで、今後もう少しいろいろなことを参考にしながら詰めていこうということですので、あくまでもこれは第一小委員会のまとまった意見ではなく、こういう意見もあったということでは間違いありませんので、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

○**榎本政規委員** 第一小委員会の委員長さんに反論するようなことではないんですけども、そういうふうな話があって地域審議会がつけられるとなると、この2番目に書かれている特色を生かしながら地域のことは地域でやる地域内分権が必要だと。地域内分権をするためには権限と財源が必要ですよとなったら、この地域審議会を規定づけてしまうというおそれがあるので、やっぱりこの事務事業の調整案の中では、確かに1市5町1村ですので特色はあるんですけども、必ずすぐ決めたから一体性を出すというんじゃなくて、5年以内、あるいは調整の時期において一体性を持たせていくという考えで私は事務事業の調整案を1から3まで出されたと思うんです。その事務事業を調整するために次長が、調整案に当たってはこういう観点でやりましたよというのをやっぱりそこをきちっと論議をしていかないと、幅を広げて、関連あるから地域審議会も権限も予算もというふうになっていったら、これまとまらないんじゃないかと思うんです。独自性を生かしていただきたいと言われれば、独自性をどこまでも主張されてしまえば、うちの町のうちの市のこの事業は物すごい独自性あるのだから、これは絶対認めてもらわなければならないというような調整のあり方では、やっぱりうまくないんじゃないかなと私は思うもんですから、冒頭でも言ったとおりやっぱりある程度経過措置をしながら、地域の特性を生かすのはまた別のところで、公共料金とかいろんな問題ではやっぱり一つにまとめていく努力をしていかなければならない、それが3年だろうが5年だろうが経過措置をしながらまとめていかなければならないという、その観念に立たないとまとまらないんじゃないかなと思うんです。そういうものを地域の特色を地域審議会に出していくんだというふうに結びつけられてしまうと、地域審議会の意識づけをしてしまうと思うもんですから、それはちょっと違うんじゃないですかと思います。

○**進藤 篤委員** 重ねて地域審議会のことありきというようなことではだめだというような話ですけども、いろいろ話をする中できょうは議員定数の答申もしたわけですが、そういうことから考えると非常に住民の声が届かなくなるし、一方今それぞれの関係する市町村で総合計画なるものをつくっているわけですけども、それらも今後どういうふうになるのか非常に不安だと、そんな地域の声が伝わっていかないのではないかということも含めて、地域審議会ありきでなく、それはいろいろ考え方がそれぞれ個々別々ですけども、その基本的な住民の意識を吸い上げていく、あるいは行政サービスをしていくという面からのそういう仕組みをつくるべきだと。地域審議会ということそのものが何か一人歩きして、名前が予算と権限とついて回っているような感じがしますけども、それではなくてあくまでも地域住民の声、そしてまた行政サービスと、

その二面を考えながらいわゆる地域審議会的なということを、私「的」をつけますけれども、そんな方向で考えていきたいという委員の声が強かったということは先ほど言ったとおりでございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

○鈴木多右エ門委員 三川町の鈴木です。今支所、本所機能、地域審議会の問題でいろいろ意見交換しておるようでありますけども、私第一小委員会に所属しております。確か会場は三川会場でしたか、議長さんから出席している委員の人数、基本的な考え方を述べなさいというときから私は支所機能の充実を自分の意見として提案してきた一人であります。簡単に言えば本所、支所機能をどうするか、これは基本4項目にも匹敵するような重大な問題だと、これは確かに第一小委員会で申したつもりですけど、それを決めないうちにいろいろ事業調整は進まないのではないかと。そのときも確か果たして小委員会でそういうことまで審議する権限は与えられているかと言われましたけれども、私は今後いろんな議論を進めるにはまず基本となるそれを決める必要があるというようなことでして、その程度で終わりましたけれども、今日の庄内あるいは南部の発展は自治体同士が競争し合ったために今日の発展はあると私は認識しております。地域特性を生かしながらより以上に住民の不安を解消し、なお今まで以上にこの地域が大きく発展するものを期待するものであれば、やはり先ほどから話出ておる特性を生かす、これが基本だと思っております。それぞれの地域の特性を生かすと。ですから、ここの資料の中にもありますけども、適切な方式を考えていくと、支所機能に関しては。適切な方式ってどんな方式だろうというふうな疑問を抱くわけです。私は、県でも近年総合支庁方式を採用しました、一定の権限を与える、財政もよこすと、そんな方式といえば総合支庁方式ではないかなと、こんなふうに思っております。

先ほど藤島の齋藤委員からもかなり大きな考え方で冒頭話ありましたが、私は小委員会のメンバーでも支所機能を充実せよという声は、ほとんどの委員の人が異口同音であるというような認識をしておりますし、この協議会の中でも三川会場のときいろいろ意見を申し上げられたようでありますけども、そのときもほとんどの委員の人数が支所機能は充実すべきだと、こういう意見を出しておると思うので、やっぱりそういう意見というのは尊重すべきじゃないかなと、こんなふうに思っております。したがって、そういう一定の基準を設けて予算配分する。例えば一つの例を挙げれば国で地方交付税を配分するのも一定の基準があるというふうに聞いておりますけども、それに似通って人口割とか面積割とかというのを勘案しながら、ある町には何億をその地域全体の市民の意見を聞きながら自由に使ってもいいですよという予算を本所のほうから提示になるわけです。それをいかに住民のために使うかというのを相談する、住民の声を聞く機関というものが必要になる。今でいえばうちのほうでは振興審議会になっているわけです。そういうような形のものの機関を設けて、意見を聞きながら配分された予算を消化していくと、これがまさに地域の特性を生かした予算の生かし方だろうと、こういうようなことも考えながら私はぜひとも総合支庁方式でやっていただきたいと、こういうふうな考え方は今も変わりありません。そんなことで、どなたかから説明あれば幸いですけど。

○富塚陽一会長 あとほかに、時間もそろそろ押してきましたけども。

○中村博信委員 時間がない中ではありますが、先ほど榎本副会長さんから各小委員会の考え方を統一するというようなことは私も同感だというふうに思っておりますが、その話の中で、新しい市の中で住む場所によって制度が違うのはおかしいのではないかなというような意見があったわけではありますが、基本的にはそういうふうになるわけです。その後、事務局で調整の考え方について説明ありましたので、あえて言う必要はないというふうに思いますけれども、まずやっぱり基本的にこれまで町村は財政的には恵まれていたというふうに私は思っております。例えば私のほうの予算はことし約50億円ですが、鶴岡市は350億ぐらいだったか。1人当たりになりますと35万円対50万円というようなこと、そのような配分でこれまで行政サービスをしてきたわけでありまして、そのことがあって3年ないし5年で調整するというようなことにはなっておるようではありますが、独自性を持たせるというようなことを合併協議の中できちんとしていかないと、やっぱり町民あるいは村民に納得させることが難しいというふうなこともありますので、町村としてはこのことを皆様方にお話をしたいなというふうに思ったところでもあります。交付税も10年間は基本は守るというようなことになっておるわけでありまして、最終的にはどこに住んでも同じということになるわけでありまして、そのことについてご意見を申し上げたいというふうに思います。

それから、もう一つ水道の関係ではありますが、水道料金は最も住民に身近な制度なわけでありまして。その中で、今は羽黒は県水を受けておるわけでありまして、水道の建設改良というのはどこも大体終わったというふうに思って、まだ老朽管はあるかというふうに思いますが、おおよそ今後の整備の計画も出せると思います。そういう状況の中で、この分科会の回答を見ますと現在では作成できないということが書いてありますが、今後県水も平成23年には何か料金改定をするというような予定もあるようでありまして、新市になった場合水道が、制度の統一もあるわけでありまして、一体どのぐらいになるのかということについては早い段階で試算を出す必要があるというふうに思っておりますが、そのことをお尋ねして終わりたいというふうに思います。

○宮塚陽一会長 ありがとうございます。

なお、今のこの部分につきましては7日にまた第二小委員会の報告もあるようでありますので、引き続き同様なご意見は、きょうは本当にすばらしい皆ポイントを突いたご意見いただきまして感謝しておりますが、次も続けていきたいと思っておりますけど、とりあえずここで事務局の努力をこれから期待する意味で多少のまとめをさせていただきたいのですが、委員の皆様のご意見は全部私は重要なご所見だと思います。それで、問題はなぜ合併するのかということなんですけども、中長期的にやはりこの地域の、さっき将来のビジョンを含めた新しい時代、新しい市というようなことをしっかりやれというようなご発言もありましたけども、そういうことをにらみながらまず当面は財政の非常に厳しい状況の中でどうやって市町村行政を運営していくかという、誠に私はかつてこんなことは経験したことありませんし、平成17年の措置はさらに地方財政計画は圧縮してくるものと思わねばならない、我々も地方六団体を通して頑張りますけども、ただ700兆円の借財を抱えている国家財政の中で地方もつき合えということになりますと、やはり地方財政計画の圧縮というのは、これは避けられな

いだろうというふうに思いますので、その間においてどういう財源配分ができるか、どういう行政執行ができるかということの実務的な検討をした上で最善の対応をするというほかないと思っていますので、事務局がさっき申しておるようですけども、いろいろ支所、総合支庁とか様々なことを含めてその議論は議論として大変貴重なご意見をいただいたわけですが、実際に住民と行政とのかかわり合いで日常どんなつながりがあるかという実務的な具体的な形でつかまえて、これはやはり欠かしてはいけない、ここは多少まとめてもいいかというような、実際に住民の立場に立って日常の行政とのかかわり合いの具体的な調査をして、その上で是非を判断するというのも重要でないかというような意味で今調査をしているということでもありますので、その上でご判断いただくということは実態的に非常に重要だと思っておりますので、仮にいろいろご提案がありましたとおり趣旨に沿って名前をつけても実態はなかなか伴っていなかったといえどもならないわけですし、そのアクセントの置き方については精神論としては非常に重要なご意見をきょういただいておりますが、それを実態的にどれだけ裏づけられるのかどうかというふうなことなどをさらに検討させて、次の議論として深めていくようにしたらいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

権限の問題も結局は権限もらったけども、お金はろくになかったというのでは全くばかばかしい話になりますが、それはそれでも権限と言えるわけなんで、それはあくまでも実態論で検討していった上でそういうものかなと、頑張ろうというふうになるか、それともどうなるかですけども、どうでしょう、そんな整理の仕方です。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** それでは、そんなことで事務局頑張ってください、もっと。ご苦労様。

(4) その他

○**富塚陽一会長** それで、30分過ぎましたけど、大滝さん、やっぱり新市の名称を議論しなければ怒られますね、どうでしょう。

○**大滝助太郎委員** 先ほど最後のほう発言を控えたわけでございますけども、実は新市の名称のつけ方について、これまで鶴岡市という名前が出ているということで、これに対して公募という方法が出ています。市長である会長のほうからは、公募といっても何か対案があるのかということに関連して、これは全く個人的な意見でございますけども、若干申し上げたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたようにこのビジョンの中のやはり新時代の新しい名称というふうなことで、先ほど申し上げましたのは今までこの庄内という広域の中で鶴岡、酒田というのは相撲でいえば両横綱が常に引っ張りながら来たと。これは、ある面ではお互いに刺激し合っているいい面もあったんですが、しかし結果としてはマイナス面が私は大きかったのではないかというふうに思っています。そんなことで、これまではそういう発言しなかったんですが、鶴岡市でいいのではないかということの反省の中で、鶴岡市そのものが悪いというのではなくて、やはりこの庄内という広域の中では鶴岡、酒田というイメージはあまりいいほうに取られなかったと。結果としてそれが

足を引っ張って半分こして、これが結果的にプラスにならなかったというふうなことを考えますと、この新しい名称というのはまず一ついえば先人たちが心のよりどころとして氏神様を祭ったところ、これは荘内神社、そして健康と命を守る施設というものをこれは荘内病院というふうに命名しているわけでございます。そんなことを考えるときに、新時代にふさわしい新市の名称というのは庄内市でいいのではないかと。今回の合併というのは、ここの庄内においては一番大きな市が誕生するわけでございますし、そういった面ではやはり単に南部ということではなくて、やはりこの庄内をリードしていく、そういう役割を持った南部合併協であろうというふうに私は思っておりますので、公募というけれども、案がないというふうなことでございますので、私はこれは個人的な案でございますけれども、庄内市ということもあるんだと、こういうようなことでひとつご提案申し上げたいというふうに思います。

○**富塚陽一会長** 鶴岡だからマイナスが多かったと言われると、ちょっとうんとは言われませんが、一つの提案としてきょうは承らせていただきます。今までのところは鶴岡の方々は鶴岡でと、私は鶴岡市長としてはそのつもりであります。会長としては白紙であったとしてもそうであります。あと、ほかの方が大体公募とおっしゃるので、公募をそれぞれおやりいただければありがたいなというようなところで今までのところは来ているわけなんで、これがまた新しい提案ということに、この次また検討させていただきますが、あまり今までうまくなかったなんて言わないでもらいたと思いますけども、まずひとつそこはお手やわらかにしていただいて、新市の名称はこの次また正式にちゃんと書いてご案内しますので、そのときまたご議論いただいて、きょうはいいですか、12時半過ぎたし、そろそろここで開きということで閉会をさせていただきます。どうも本当にきょうは大変ご熱心ないいご意見までいただきまして、誠にありがとうございます。

じゃ、司会事務局どうぞ。

4 閉 会（午後0時38分）

○**芳賀 肇事務局長** 本日は、長時間にわたりましてご協議賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。